

○御嵩町の建築物等における岐阜県産材利用方針

令和5年10月2日

訓令甲第38号

(趣旨)

第1条 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた岐阜県木の国・山の国産材利用推進計画に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、建築物等において岐阜県産材を利用した木造化及び木質化（以下「木造化等」という。）に努めることにより、事業者及び町民の岐阜県産材の利用についての理解を深めるとともに、循環型社会の構築並びに脱炭素社会の実現、林業及び木材産業の振興等に資するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この方針に使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「建築物等」とは、建築物及び工作物をいう。
- (2) 「公共建築物等」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物（外構及び町の委託により管理される建築物及び工作物を含む。）をいう。
- (3) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (4) 「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する道路、林道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5) 「木造化」とは、建築物の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）の全て又は一部に木材を使用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (7) 「木製品」とは、木材を利用し、製造されたものをいう。
- (8) 「岐阜県産材」とは、岐阜県内の森林から生産された木材をいう。

(基本的事項)

第3条 町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、公共建築物等及び町施工土木工事における岐阜県産材の利用に努めるものとする。

2 町は、町内の公共建築物等以外の建築物において、木造化等及び木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

(公共建築物等における木材の利用)

第4条 町は、公共建築物等の建築に当たっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物等及びこれに付属する工作物は、原則として木造化等に努めるものとする。

- (1) 建築基準法その他の法令及び建築物の設置基準等により、木造化等することが困難な建築物
- (2) 建築物の用途及び保安並びに維持管理等の特殊性により、木造化等することが困難な建築物

(3) その他木造化等することに困難な理由がある建築物

(町施工土木工事等の木材使用)

第5条 町は、町施工土木工事及び公共建築物等の外構工事において、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、間伐材等の岐阜県産材及び岐阜県産材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(備品及び消耗品の木材使用)

第6条 町は、公共建築物等において、机、椅子等の備品及び室名プレート等の消耗品には、岐阜県産材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(公共建築物等の暖房器具等)

第7条 町は、公共建築物等において、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(普及啓発)

第8条 町は、公共建築物等及び町施工土木工事における木材の利用の意義等について、町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

2 公共建築物等の管理者等は、多くの町民が木造建築物に触れ親しみ、木材の持つ良さ及び木材利用の意義を理解できるよう、関係建築物の普及啓発に努めるものとする。

(コスト縮減の留意)

第9条 この方針の運用に当たっては、公共建築物等整備のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意するものとする。

(その他)

第10条 この方針に定めることのほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(御嵩町公共施設等における岐阜県産材利用方針の廃止)

2 御嵩町公共施設等における岐阜県産材利用方針（平成24年訓令乙第5号）は、廃止する。